



『東北圏だより』

秋田県における災害廃棄物広域処理について 秋田県

秋田県では、震災後の23年3月末から災害廃棄物の受入可能な施設や処理量などについて調査を開始し、同年6月に、県内民間事業者の協力を得ながら災害廃棄物処理を迅速に進めていくため、(社)秋田県産業廃棄物協会と「秋田県災害廃棄物処理支援協議会」を設置しました。

同年10月、岩手県から同県沿岸北部地域における災害廃棄物約13万トンの受入れについて協力の依頼があり、平成24年2月7日に「災害廃棄物処理に関する基本協定」を、3月8日には、協定に基づく覚書を岩手県との間で締結し、受入れに向けて具体的な協議を進めてきました。

県内の市町村等では、こうした動きを受けて、大仙市がいち早く受入れを表明し、24年3月下旬に大仙美郷環境事業組合の処理施設において試験焼却処理を行って安全性を確認したうえ、4月23日から本格的な受入れを開始しており、これまでのところ、8月22日現在で、岩手県宮古市の可燃物約770トン进行处理しています。

このほか、秋田県内では、この9月から秋田市、横手市、由利本荘市、湯沢雄勝広域市町村圏組合で受入れが開始されるほか、仙北市においても、不燃物の受入れを表明し、具体的な協議を行っているところです。

災害廃棄物の受入れについては、秋田県内においても、放射能に対する不安や風評被害の懸念などがありましたが、安全性について科学的・客観的なデータ等を県民に示しながら丁寧に説明することなどによって、大方の県民の理解が得られ、ここまで協力の動きが広がったものと認識しています。



▲岩手県との「災害廃棄物の処理に関する基本協定」の締結



▲大仙美郷クリーンセンターへの可燃物搬入

高知県議会が視察(教訓集の勉強会)

6月25日(木)、高知県議会 南海地震対策再検討特別委員会(委員11名、事務局2名 計13名)の皆様が東北地方整備局に来所されました。高知県では、今後30年以内に発生する確率が60%程度といわれる南海地震への対策に取り組んでいるところであり、東日本大震災の発生で、これまでの地震対策の検証と見直しが大きな課題となっています。今回、見識を深めていただくため、本局の災害対策室において東日本大震災VTRと震災で得られた数多くの教訓や課題をとりまとめた教訓集をご紹介します。今回の訪問を今後の防災力強化に役立てていただければと思います。



第21回東北圏広域地方計画協議会 検討会議 幹事会の開催報告

去る8月6日（月）に第21回東北圏広域地方計画協議会検討会議幹事会が東北地方整備局大会議室にて開催されました。協議会の構成機関が一堂に会するのは3月の検討会議以来です。

今回の幹事会では、事務局から協議会の構成員の追加、これまでの経緯、教訓集の発刊、市町村説明会後における提出意見の状況、第2回までの有識者懇談会の結果報告、広域連携プロジェクトへの提案依頼、今後のスケジュール等が説明されました。

まず、協議会構成員に復興庁岩手・宮城・福島各復興局が追加されたことが報告され、また、協議会会長の任期が10月半ばに満期を迎えることから、今後会長選任の手続きを進める旨、説明されました。

次に、今年3月22日の第5回検討会議以降の計画変更に向けた動き、すなわち市町村説明会、教訓集発刊、有識者懇談会等の概要が時系列に沿って説明されました。

続いて、次に構成機関のみなさまのご協力により完成した教訓集。6月14日に記者レクを経て全都道府県及び全市町村に配布いたしました。教訓集は、様々な機会に積極的に活用していただきたいと思います。

次に、市町村説明会は5月15日～30日にかけて東北圏7県のご担当者様の協力のもと開催されたところですが、その後、市町村から提案していただいた意見の状況について概要を説明しました。いただいた意見につきましては、事業に関するもの、施策に関するものに分類、整理し計画に反映させたいと考えております。

続いて、6月15日に第1回、7月25日に第2回と開催された東北圏広域地方計画変更に関する有識者懇談会。各委員から出された「意見の論点整理」と「検証・点検結果により明らかになった12の課題」の関係について事務局から説明された後、復興後の柱や課題の優先順位といった「計画変更のポイント」について議論を進めていただきました。次回第3回の懇談会で、「計画のポイント」、「柱立て」の議論を深めていただく予定としております。

そして、広域連携プロジェクトへの提案依頼の説明。計画変更にあたり「新たに追加すべき広域連携プロジェクト及び具体的取組内容」と「既存の13のプロジェクトにおいて追加すべき具体的取組内容」について各構成機関からの提案の依頼をさせていただきました。

最後に、今後のスケジュールについて。幹事会、有識者懇談会、市町村長ヒアリング、市町村に対する計画提案の募集等の手続きを踏み変更計画の素案を確定させた後、検討会議、協議会を経て変更計画原案の確定と進み、関係省庁協議、パブリックコメントの後、最後に国土交通大臣決定される旨の説明がされました。



▲第21回幹事会の模様

編集後記

9月になり、暦上の時候挨拶は「秋」の文字が使われる季節となりましたが、本号の発行日においても、まだまだ暑い日が続いていることでしょう。

次号でご紹介することになるとと思いますが、9月4日（火）には「第3回東北圏広域地方計画変更に関する有識者懇談会」が開催され、併行して変更計画素案作成を鋭意進めているところです。

今後も変更計画策定までに、各構成機関の皆様のご協力をいただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

『東北圏だより』に掲載する広域地方計画に関連する情報をお寄せ下さい。また、『東北圏だより』へのご質問、ご意見、ご要望等についても結構です。お気軽に次のアドレスまでメールでお寄せ下さい。メールアドレス：kou-suishin2@thr.mlit.go.jp